

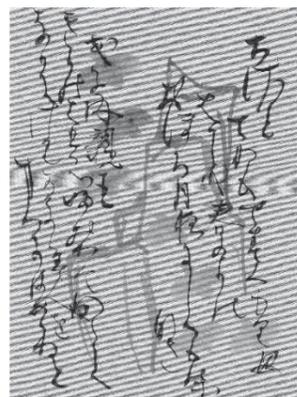


fuinifuku KAZE

—心をゆさぶる駒井光明コレクション—

Part 1 5月26日(日)まで

Part 2 6月1日(土)~30日(日)



殿村藍田(新古今和歌集 春歌・秋歌)

昨年、埼玉県在住の書家、駒井光明氏から294件の現代書作品が寄贈されたことを記念して、そのコレクションから約100点を紹介しています。

▶展示作家

青山杉雨、上田桑鳩、宇野雪村、上條信山、熊谷恒子、篠田桃紅、鈴木翠軒、田村空谷、

手島右卿、殿村藍田、宮本竹逯、村上三島 など

ギャラリートーク

作品を楽しむコツについて、展示室を一緒にめぐりながら話します。

時 5月11日(土)、25日(土) 13:30~

料 無料(要入館料) 講師 当館学芸員

佐藤芙蓉写経教室

ゆったりした環境で写経をしましょう。初心者にも丁寧に指導します。

時 5月24日(金)~26日(日)

10:00~16:00

料 6,000円/日(要入館料)

定 30人(要申込)

講師 佐藤芙蓉(毎日展審査会員)

◆入館料◆4月から開館時間を変更し、朝9:30~開館しています。

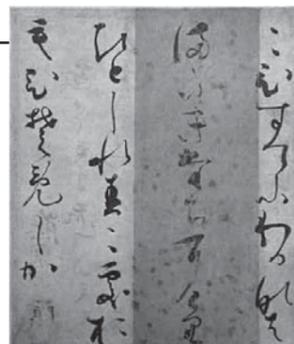
大人・800(600)円 小中高生・250(200)円 ※ () は20人以上の団体料金

● 令和6年秋 筆の里工房開館30周年記念展作品紹介 ●

あの徳川家康が持っていた名品!

倉色紙(鎌倉時代、徳川美術館蔵)は、歌人として有名な藤原定家が壬生忠見の和歌—恋すてふわが名はまだき立ちにけり人知れずこそ思ひそめしか—を書いたとされる作品です。江戸時代には、定家の書風は大変な人気で、その書作品を所蔵することは、武将や茶人のステイタスでもありました。

平成6年秋に開館した筆の里工房は、今年30周年を迎えます。その記念特別展として今秋に開催する「定家様が伝えた文化 そうだったのか藤原定家さん」の出品作を毎月1作品ずつ紹介していきます。



藤原定家「小倉色紙」徳川美術館所蔵 ©徳川美術館イメージアーカイブ/DNPartcom

絵てがみ作品募集 はじまる



第25回優秀賞 萩原幸子(城之堀) 57歳

▶部門

- 一般Aの部 高校生以上、36字以上
- 一般Bの部 高校生以上、35字以内
- 子どもの部 中学生以下、文字数自由

時 一般A・Bの部 5月1日(水)~7月19日(金)

子どもの部 5月1日(水)~9月3日(火)

料 無料

▶作品規定

- 筆を使用して紙に描く(書く)こと。
- 本人の自作で、絵と文字が入った未発表のもの。
- 筆ペン、洗濯で落ちる墨液、水溶性インクは使用しないこと。(市販の絵具、顔彩可)
- 70cm×35cm以内の平面作品。(推奨サイズ ※書道用紙:半切1/2、画用紙:8切、A3)
- 紙の材質、縦横、色は不問。
- 表装、額装せず送付または持参すること。
- 作品裏右上に「作品応募票」をクリップでとめること。
- 各部門1人1点応募可。
- ありがたいの思いが伝わる作品であること。

▶特別審査員 長谷川義史(絵本作家)

▶応募先 筆の街交流館K-JIN(出来庭5-15-6)

☎847-5709

相談

~各種相談についての秘密は厳守します。気軽にご相談ください~

相談	日時・場所	相談員	内容	申込・問い合わせ先
消費生活相談	毎月~金曜日 10:00~12:00 13:00~16:00 ※月、水曜日は相談員が対応。 ※4月29日(月)は祝日のため30日(火)に振り替えます。 ☎生活環境課	消費生活相談員	消費者トラブル	☎消費生活相談窓口(生活環境課内) ☎820-5636
人権 ホットライン	時 5月21日(火) 10:00~12:00 13:00~16:00 ☎電話相談のみ	人権擁護委員	人権侵害、身の回りの悩み事	☎生活環境課 ☎820-5606
人権 総合相談所	時 6月3日(月) 10:00~12:00 13:00~15:00 ☎役場3階会議室 ※相談内容によっては受けられない場合があります。	人権擁護委員 司法書士	人権侵害、身の回りの悩み事など相談に応じます	☎生活環境課 ☎820-5606

お知らせ

軽自動車税の減免申請を受け付けています

身体などに障害を有する人(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の所有者。等級によります。)または同人と生計をともにする人が同人のために使用する車両や、その構造が障害を有する人の利用に供する車両は、一定の条件を満たしていれば、軽自動車税の減免が適用できます。 ※減免申請される場合は、納税通知書が届いても納付せずにお持ちください。



☎(1)身体などに障害を有する人への減免

- ①身体障害者手帳など
- ②自動車検査証
- ③運転免許証(対象車両を運転する人のもの)
※減免可能台数は、障害者1人につき普通自動車を含め1台限り。

(2)構造による減免

- ①構造がわかるもの(カタログ、写真など)
- ②自動車検査証

申 5月24日(金)まで

☎税務住民課 ☎820-5603

お知らせ

5月は消費者月間です

毎年5月は、消費者・事業者・行政が一体となって消費者問題への啓発を行う「消費者月間」です。

近年ではデジタル化が進み、手軽で便利な社会となりましたが、油断しているとさまざまなトラブルに巻き込まれる可能性もあります。「自分だけは大丈夫」と思わず、消費者トラブルに巻き込まれないよう契約などは慎重に行いましょう。そして、「困ったときはまず相談」。消費生活相談窓口を活用してください。



【相談窓口のご案内】

消費生活相談窓口 ☎820-5636

月~金曜日(月、水曜日は相談員が対応)

10:00~12:00、13:00~16:00

※相談にお越しの際は事前に電話で確認ください。

消費者ホットライン ☎188(いやや)

(生活環境課)



熊野町の火災と救急

火災件数 0件 死傷者 0人

救急件数 112件 搬送人員 94人

※緊急車両の通行に支障となる不法駐車はやめましょう。